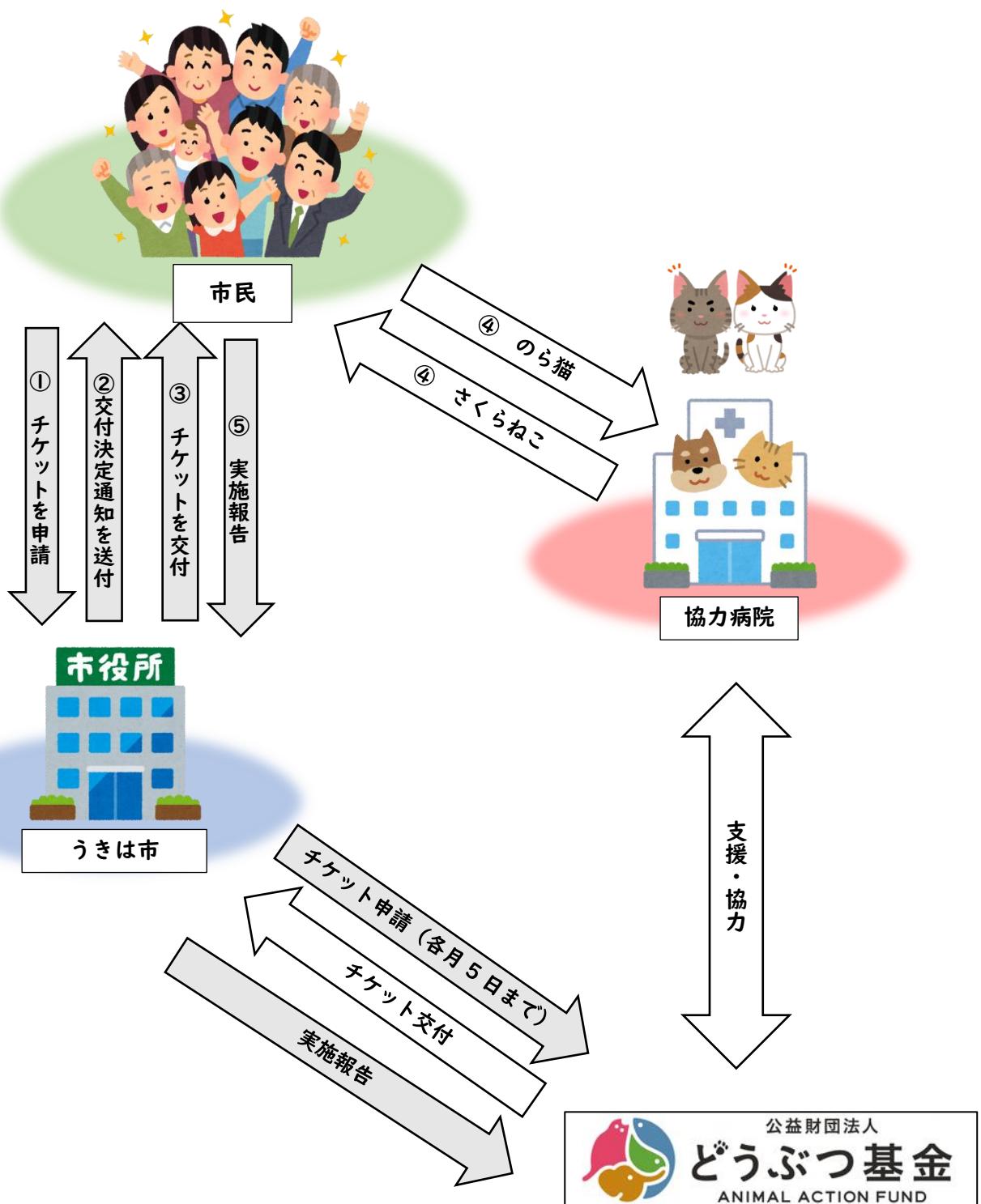


さくらねこ無料不妊手術事業の流れ

(個人で実施する場合)



①市へ無料手術チケットを申請いただく。

- ・飼い主のいる猫、もしくは市外に生息している猫は対象外。
- ・個人で実施するのが困難な場合は、ボランティア等へ相談。
- ・申請は窓口にて「チケット交付申請受付簿」及び別紙の「(様式第1号)チケット交付申請書」により行う。



②交申請書の審査後、申請内容が適正と認められる場合に市から申請者に対し「(様式第2号)チケット交付決定通知書」を送付。

- ・申請受付後、翌月1~5日に市よりどうぶつ基金に対してチケット発行依頼を行い、チケット発行完了後に「(様式第2号)チケット交付決定通知書」とあわせて申請者へ送付。
- ・交付決定通知後に申請者側による不正や問題等が生じた場合は「(様式第3号)チケット交付取消及び返還通知書」により通知を行う。
- ・当該月にどうぶつ基金のチケット発行枚数が上限に達していた場合は翌月以降に継続して発行依頼を行う。



③どうぶつ基金のチケット発行完了後、市から申請者に発行完了の連絡を行う。

- ・申請者に対し窓口、または郵送にてチケットを渡す。



④申請者がのら猫を捕獲し、協力病院へ連れていき、手術を受けさせる。

- ・捕獲器が必要な場合は市に申請し、市が貸し出す。
- ・申請者は手術を受けたのら猫(さくらねこ)を協力病院から引き取り、元に居た場所へ戻す。



⑤申請者は市に対し、実施報告を行う。

- ・実施報告は「(様式第4号)実施報告書※別紙含む」及び「対象の猫の手術前後の写真(各1枚ずつ)」により行う。
- ・捕獲器を借りていた時は返却する。